

## 第27号議案

加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年加東市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の右に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加える。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第2項」の右に「(第33条において準用する場合を含む。)」を加え、「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、「指定居宅介護支援等基準第3条第1項」を「第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支

援専門員を除く。)を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。  
第2条 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第35条」に、  
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準  
附則

(第33条) 「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第36条)  
」を 第5章 雑則(第37条) に改める。  
」  
附則 附則

第4条に次の2項を加える。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の右に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条中「第29条第6項及び第7項」を「第31条第6項及び第7項」に、「第33条」を「第36条」に改め、第4章中同条を第36条とする。

第32条第2項第4号中「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第5号中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、第3章中同条を第35条とする。

第31条を第34条とする。

第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条を第31条とし、第26条から第28条までを2条ずつ繰り下げ、第25条に次の1項を加え、同条を第27条とする。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他

人の知覚によっては認識することができない方法をいう。) によることができる。

附則第2項及び第3項中「第33条」を「第36条」に改める。

第3条 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第16条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第37条第1項中「第16条第27号」を「第16条第28号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定 公布の日

(2) 第3条の改正規定 令和3年10月1日

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第6項及び第33条(新指定居宅介護支援等基準条例第36条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第21条の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実

施しなれば」とあるのは「実施するよう努めなれば」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条（新条例第36条で準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなれば」とあるのは「講じるよう努めなれば」とする。

## 第27号議案 要旨

加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）が改正されたため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）
  - ア 管理者に係る経過措置を令和9年3月31日まで延長すること。（附則）
  - イ 令和3年4月1日以後の管理者に係る規定を加えること。（附則）
  - ウ 所要の文言整理を行うこと。（第6条）
- (2) 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
  - ア 虐待の防止に関する規定を加えること。（第4条、第21条及び第33条）
  - イ 介護保険等関連情報の活用に関する規定を加えること。（第4条）
  - ウ 主任介護支援専門員の確保が困難な場合のただし書を加えること。（第6条）
  - エ 利用者への説明事項に関する規定を加えること。（第7条）
  - オ 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。（第16条）
  - カ ハラスメント対策に関する規定を加えること。（第22条）
  - キ 業務継続計画の策定に関する規定を加えること。（第23条）
  - ク 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定を加えること。（第26条）
  - ケ 運営規程等の掲示方法に関する規定を加えること。（第27条）
  - コ 電磁的記録等に関する規定を加えること。（第37条）
  - サ 所要の文言整理を行うこと。（目次、第35条、第36条及び附則）
- (3) 加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）
  - ア 生活援助の訪問回数が多い利用者の居宅サービス計画の届出義務の規定を加えること。（第16条）

イ 所要の文言整理を行うこと。（第37条）

### 3 施行期日

- (1) 2(1)関係 公布の日
- (2) 2(2)関係 令和3年4月1日
- (3) 2(3)関係 令和3年10月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（管理者に係る経過措置）</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項_____の規定にかかわらず、介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員</u>を除く。）を指定居宅介護支援等基準第3条第1項_____に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）_____でなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項（<u>第33条において準用する場合を含む。</u>）の規定にかかわらず、介護支援専門員（_____主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（<u>第33条において準用する場合を含む。</u>）に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所）にあっては、同日において当</u></p>

○加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

（基本方針）

- 第4条 （略）
- 2～5 （略）

該事業を行っている事業所）であって、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第35条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第36条）
- 第5章 雑則（第37条）

附則

（基本方針）

- 第4条 （略）
- 2～5 （略）

6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に

(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3 (略)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよ

対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

3 (略)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよ

う求めることができること

---

---

---

---

---

---

---

---

等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

---

---

う求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家

をいう。以下同じ。)

の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。)

の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2～4 (略)

(設備及び備品等)

第23条 (略)

(従事者の健康管理)

第24条 (略)

2～4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備及び備品等)

第24条 (略)

(従事者の健康管理)

第25条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(掲示)  
第25条 (略)

(秘密保持)  
第26条 (略)  
(広告)  
第27条 (略)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第27条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第28条 (略)

(広告)

第29条 (略)

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 (略)

(苦情処理)

第29条 (略)

(事故発生時の対応)

第30条 (略)

(会計の区分)

第31条 (略)

(記録の整備)

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第30条 (略)

(苦情処理)

第31条 (略)

(事故発生時の対応)

第32条 (略)

(虐待の防止)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第34条 (略)

(記録の整備)

### 第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び第3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

### 第35条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第36条 第4条、第2章及び第3章(第31条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第36条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(経過措置)

附 則

(経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

○加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ

2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第36条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第6条第1項（第36条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第36条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ

ろによるものとする。

(1)～(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

ろによるものとする。

(1)～(20) (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

(30) (略)

(31) (略)

(電磁的記録等)

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第36条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第36条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)